



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 2
- 沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（環境保全課） 2
- 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則（保健医療総務課） 3
- 沖縄県農作物種苗審議会規則（糖業農産課） 4
- 沖縄県県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（森林管理課） 4
- 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（住宅課） 5

告 示

- かいの指定（財政課） 11
- かいの指定の解除（財政課） 11

訓 令

- 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令（人事課） 11
- 公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係訓令の整理に関する訓令（保健医療総務課） 14

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令 15

人事委員会事項

- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則 17
- 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則 17
- 会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則 18

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第12号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

沖縄県農業共済保険審査会委員

日額 9,300

を

沖縄県農業共済保険審査会委員

日額 9,300

沖縄県農作物種苗審議会委員

日額 9,300

に改める。

別表第2中

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医	日額20,900。ただし、巡回相談及び在宅重度障害者訪問診察業務に従事する場合は、22,600
沖縄県立看護大学学校医	日額 20,900

を

沖縄県知的障害者更生相談所等嘱託医

日額20,900。ただし、巡回相談及び在宅重度障害者訪問診察業務に従事する場合は、22,600

に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第13号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第5項中第58号の4を第58号の5とし、第58号の3を第58号の4とし、第58号の2の次に次の1号を加える。

58の3 運転経歴証明書再交付手数料

別表第5項第58号の5の次に次の1号を加える。

58の6 運転技能検査手数料

別表第5項第65号中「第14号」を「第15号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。ただし、別表第5項中第58号の4を第58号の5とし、第58号の3を第58号の4とし、第58号の2の次に1号を加える改正規定は、公布の日から施行する。

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第14号

沖縄県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県生活環境保全条例施行規則（平成21年沖縄県規則第49号）の一部を次のように改正する。

第4条の2を削る。

第5条の見出しを「（粉じん発生施設）」に改め、同条中「第2条第9号」を「第2条第7号」に改める。

第5条の2及び第5条の3を削る。

第6条中「第2条第12号」を「第2条第9号」に改める。

第7条中「第2条第12号ア」を「第2条第9号ア」に改める。

第8条中「第2条第12号イ」を「第2条第9号イ」に改める。

第13条中「ばい煙発生施設（一般粉じん発生施設、汚水等排出施設）使用廃止届出書」を「ばい煙発生施設（粉じん発生施設、汚水等排出施設）使用廃止届出書」に改める。

第16条の見出し中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同条第1項中「一般粉じん発生

施設設置（使用、変更）届出書」を「粉じん発生施設設置（使用、変更）届出書」に改め、同条第2項第1号中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同項第2号及び第3号中「一般粉じん」を「粉じん」に改める。

第17条の2から第17条の10までを削る。

第29条第2号中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

第35条第2項中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に、「一般粉じんの」を「粉じんの」に改め、同条中第4項から第6項までを削り、第7項を第4項とする。

第37条を削る。

第38条第2項中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同条第3項を削り、同条を第37条とする。

別表第1中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

別表第2中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改める。

別表第7中「一般粉じん」を「粉じん」に改める。

別表第7の2を削る。

第1号様式備考5及び同様式別紙2備考3中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第2号様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第3号様式中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第4号様式中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第6号様式中「一般粉じん発生施設」を「粉じん発生施設」に改め、同様式備考5中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同様式別紙2備考5、同様式別紙3備考3及び同様式別紙4備考3中「一般粉じんの」を「粉じんの」に改める。

第6号様式の2及び第6号様式の3を削る。

第7号様式備考5、第9号様式備考3及び第10号様式備考2中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

第11号様式裏中「解体等工事の発注者若しくは受注者、自主施工者若しくは特定工事を施工する者」、「解体等工事に係る建築物等の状況、特定粉じん排出等作業の状況」及び「若しくは解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を削り、「解体等工事に係る建築物等その他の」を「その他の」に改める。

第12号様式を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第15号

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

（沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則の廃止）

第1条 沖縄県立看護大学授業料等の徴収に関する条例施行規則（平成11年沖縄県規則第6号）は、廃止する。

（沖縄県立看護大学学則の廃止）

第2条 沖縄県立看護大学学則（平成11年沖縄県規則第24号）は、廃止する。

（沖縄県立看護大学大学院学則の廃止）

第3条 沖縄県立看護大学大学院学則（平成16年沖縄県規則第23号）は、廃止する。

（沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部改正）

第4条 沖縄県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第43号）の一部を次のように改

正する。

別表イの表第1号区分の項第2号中「以後の給与条例の教育職給料表(1)」を「1日から令和4年3月31日までの間において適用されていた給与条例（以下「平成18年4月以後令和4年3月以前の給与条例」という。）の教育職給料表(1)」に、「以後の給与条例第27条第1項」を「以後令和4年3月以前の給与条例第27条第1項」に、「以後の給与条例第27条第5項」を「以後令和4年3月以前の給与条例第27条第5項」に改め、同表第3号区分の項第3号、第5号区分の項第4号及び第6号区分の項第4号中「以後」の次に「令和4年3月以前」を加える。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県農作物種苗審議会規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第16号

沖縄県農作物種苗審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県農作物種苗生産条例（令和4年沖縄県条例第18号）第10条の規定に基づき、沖縄県農作物種苗審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長)

第2条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第4条 審議会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、農林水産部糖業農産課において処理する。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第17号

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第32号）の一部を次のように改正する。

第4条のみだし中「備品」を「冷房設備及び備品」に改め、同条中「別表第1第2項」の次に「及び第3

項」を加え、「知事が」を「規則で」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第4条関係）

1 冷房設備

区分	基準額
研修室	1時間につき 100円
木工室	1時間につき 140円

2 備品

種別	利用者	基準額
キャンプ用テント	児童・生徒	1張1泊につき 1,590円
	一般・学生	
自転車	児童・生徒	1人1時間につき 220円
	一般・学生	1人1時間につき 320円
草スキー用具	児童・生徒	1人1時間につき 280円
	一般・学生	1人1時間につき 580円
テニス用具	児童・生徒	一式（ラケット2本、ボール2個）1時間につき 70円
	一般・学生	一式（ラケット2本、ボール2個）1時間につき 150円
グランドゴルフ用具	児童・生徒	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 70円
	一般・学生	一式（スティック2本、ボール2個）1時間につき 150円
パークゴルフ用具	児童・生徒	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 110円
	一般・学生	一式（クラブ1本、ボール1個）1時間につき 220円

備考

- 「児童・生徒」とは小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは就学前の幼児及び児童生徒を除いた者をいう。
- 20人以上の団体でその8割以上が児童・生徒であるものが、キャンプ用テントを使用する場合の基準額は、1張1泊につき1,270円とする。

附 則

この規則は、沖縄県民の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第19号）の施行の日から施行する。ただし、第4条の改正規定（「知事が」を「規則で」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第18号

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年沖縄県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 2 項を削る。

第 9 条を次のように改める。

（緊急連絡人）

第 9 条 入居決定者は、緊急時等において連絡先となる者（以下「緊急連絡人」という。）を定め、請書を提出する際に併せて緊急連絡人届（第 8 号様式）を知事に提出するものとする。ただし、知事が特別の事情があると認める者については、その限りでない。

2 入居者は、緊急連絡人届を提出した後、緊急連絡人の死亡又は辞任の申出等により緊急連絡人を変更しようとするときは、緊急連絡人変更届(第 8 号様式の 2)を知事に提出するものとする。

3 入居者は、緊急連絡人が住所等を変更したときは、その旨を知事に届けるものとする。

第16条第 2 項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の額」に改める。

第24条中「及び第16条第 2 項」を削る。

第 5 号様式中「本人と同程度以上の収入のある者の連帯保証人 1 名の連署する」を削る。

第 7 号様式を次のように改める。

第 7 号様式（第 8 条関係）

請 書	
	県営住宅所在地 団地住宅 第 _____ 号 ただし畳建具その他造作一式 家賃は条例に基づき算定された額
上記住宅の入居の決定を受けましたので、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例、同施行規則及び下記条項を遵守します。	
記	
1 毎月指定された日までに当月分の家賃を納めます。 2 周辺環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為はいたしません。 3 住宅内においては、いかなる営業もいたしません。 4 住宅内においては、他人の迷惑となるような家畜獣類は飼育いたしません。 5 住宅の内外側を問わず、無断で模様替え、増築はいたしません。 6 住宅の小修理については、私の負担において実施いたします。 7 住宅を他人の迷惑となるような集会に使用いたしません。 8 入居が決定しても住宅入居申込書に虚偽の記入があった場合又は資格に違反した点があった場合、失格者として処理されても異議の申し立てはいたしません。 9 譲渡し、若しくは転貸し、又は無断で同居人を入れることはいたしません。 10 入居後 3 年を経過して収入基準を超過している場合は当該住宅の明渡しの努力をします。 11 世帯全員が転出する場合は住宅を返還します。	
年 月 日	入居者 （ 本 籍 現住所 氏 名
沖縄県知事 殿	

第 8 号様式を次のように改める。

第 8 号様式（第 9 条関係）

緊 急 連 絡 人 届	
	年 月 日
沖縄県知事 殿	
	県営住宅 団地 号 入居者

下記の者を緊急連絡人として定めましたので、届け出ます。 次の場合には、その事実を緊急連絡人に伝えることに同意します。 入居者に連絡する必要が生じたが、連絡が取れない場合 入居者の死亡、急病、事故等の場合 入居者が家賃を滞納した場合 (緊急連絡人に家賃を請求することはありません。) 入居者が、禁止行為を行い、指導しても改善が見られない場合 [禁止行為] 迷惑行為(騒音を起こすこと、犬や猫等の動物を飼育すること等他の入居者等に迷惑となる行為)、県営住宅の無断の転貸、譲渡、用途変更、模様替え及び増築等	
記	
緊 急 連 絡 人	
氏 名	(※自署)
現 住 所	(電話)
入居者との続柄	
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第8条に定める請書に記載されている入居者が遵守する事項の義務履行の促しについて協力すること ・ 入居者との連絡調整について協力すること ・ 入居者の死亡又は行方不明事由による明渡し事務及び残置物引渡し行為について協力すること ・ 入居者に対する条例第32条及び第42条第1項各号に定める明渡し請求について協力すること ・ その他連絡を受けたときは誠実に対応すること

※ 緊急連絡人の住民票を添付すること
第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第9条関係)

緊 急 連 絡 人 変 更 届	
沖縄県知事 殿	年 月 日
	県営住宅 団地 号 入居者
下記の者を新たな緊急連絡人として定めましたので、届け出ます。 次の場合には、その事実を緊急連絡人に伝えることに同意します。 入居者に連絡する必要が生じたが、連絡が取れない場合 入居者の死亡、急病、事故等の場合 入居者が家賃を滞納した場合 (緊急連絡人に家賃を請求することはありません。) 入居者が、禁止行為を行い、指導しても改善が見られない場合 [禁止行為] 迷惑行為(騒音を起こすこと、犬や猫等の動物を飼育すること等他の入居者等に迷惑となる行為)、県営住宅の無断の転貸、譲渡、用途変更、模様替え及び増築等	
記	
変 更 理 由	
緊 急 連 絡 人	
氏 名	(※自署)
現 住 所	(電話)
入居者との続柄	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第8条に定める請書に記載されている入居者が遵守する事項の義務履行の促しについて協力すること ・ 入居者との連絡調整について協力すること

役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・入居者の死亡又は行方不明事由による明渡し事務及び残置物引渡し行為について協力すること ・入居者に対する条例第32条及び第42条第1項各号に定める明渡し請求について協力すること ・その他連絡を受けたときは誠実に対応すること。
-----	--

※ 緊急連絡人の住民票を添付すること

第13号様式注中

「2 変更事由を証する書類を添付すること。」を 「2 変更事由を証する書類を添付すること。 に改める
3 緊急連絡人届を添付すること。」

る。

第15号様式注3中「第1条第3号イからホまで」を「第1条第3号イからトまで」に改める。

第18号様式中「第29条」を「第29条第2項」に、「第30条」を「第32条」に改める。

第30号様式中「未納の家賃」を「未納の家賃等」に改める。

第42号様式を次のように改める。

第42号様式（第25条関係）

団地コード	棟コード	戸コード	整 理 番 号

県営住宅駐車場使用申込書

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

駐車場区画番号	番
---------	---

上記区画番号の駐車場を使用したいので必要書類を添えて申請します。

申 請 者	団地名	県営 団地・高層住宅	棟 号	連絡先
	フリガナ		性 別	年 月 日
	氏 名		1男 2女	
住宅名義人氏名			申請者との関係	

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

駐 車 す る 自 動	自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	車 名	自 動 車 の 種 別		
			1 軽 2 小型 3 普通		
	車 台 番 号	長 さ	幅	高 さ	総排気量
		500cm 以下 cm	190cm 以下 cm	220cm 以下 cm	cc
	所有者の氏名 又は名称				
使用者の氏名 又は名称					

車	申請者の氏名と、所有者の氏名が異なる場合は、その理由	1 割賦購入	4 購入予定 年 月 日ごろ
		2 所有者より購入したが名義変更が済んでいない。	5 その他 ()
		3 同居家族の名義にしている。	

※ 申請時に提出していただく書類

- 1 申請者の運転免許証の写し
 - 2 自動車検査証の写し（車の所有者、自家用、車の大きさ等を確認します。）
 - 3 新車を購入予定の方は、完成検査終了証又は自動車会社の販売証明書
 - 4 中古車を購入予定の方は、自動車検査証の写し又は抹消登録証の写し
 - 5 障害者の方は、身体障害者手帳又は療育手帳
 - 6 当該自動車に係る自動車税納税通知書兼領収書の写し又は納税証明書
- 上記のほか申込書の審査に当たり必要なときは、別の書類の提出を求めることがあります。
 第43号様式中「棟号様」を「棟号」に改める。
 第44号様式を次のように改める。

第44号様式（第27条関係）

団地コード	棟コード	戸コード	整理番号

駐車場使用変更申請書（車両変更用）

	年		月		日
--	---	--	---	--	---

沖縄県知事 殿

駐車場の使用決定を受けた車両を変更したので必要書類を添えて申請します。

使用 者	団地名	県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号
	フリガナ	-----			連絡先
	氏名				

自動車検査証の内容をそのまま記入してください。

駐 車 す る 自 動 車	自動車登録番号又は車両番号／自動車予備検査証番号	車名	自動車の種別			
			1 軽 2 小型 3 普通			
	車台番号	長さ	幅	高さ	総排気量	車両重量
		500cm 以下 cm	190cm 以下 cm	220cm 以下 cm	cc	2,200kg 未満 kg
	所有者の氏名 又は名称					
使用者の氏名 又は名称						
	1 自動車の新規購入	4 破損等による自動車登録番号の変更				

車両変更理由	2 自動車の買換え購入 3 自動車の名義変更	5 その他 ()
--------	---------------------------	-----------

※ 用意していただくもの

- 1 自動車検査証の写し 新車購入の場合、完成検査終了証の写し又は自動車会社の販売証明書
中古車購入予定の場合、自動車検査証の写し又は抹消登録証の写し
- 2 旧自動車のてん末書（登録し駐車していた自動車の処理を確認します。）
- 3 駐車場使用許可書

第45号様式中

使用者	住所	〒 県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号	
	フリガナ	-----			自宅 電話番号	— —
	氏名					

を

使用者	団地名	県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号	
	フリガナ	-----			連絡先	
	氏名					

に改

める。

第46号様式中

旧使用者	住所	〒 県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号	
	フリガナ	-----			自宅 電話番号	— —
	氏名					

を

旧使用者	団地名	県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号	
	フリガナ	-----			連絡先	
	氏名					

に、

1 勤務先名称 電話番号 — —	を	連絡先	に改める。
2 無 職			

第47号様式中

使用者	住所	〒 県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号	
	フリガナ	-----			自宅 電話番号	— —
	氏名					

を

使	団地名	県営	団地・高層住宅	棟号	駐車 区画番号	
---	-----	----	---------	----	------------	--

用 者	フリガナ				に、
	氏 名		連絡先		

「電話番号 — —」を「連絡先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に県営住宅に入居している場合において、沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和4年沖縄県条例第24号）による改正前の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和48年沖縄県条例第45号）第12条第1項第1号の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）に改正前の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項に規定する事実が発生したときは、改正後の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第1項の規定を準用する。この場合において、同条中「入居決定者」とあるのは「入居者」と、「請書を提出する際に併せて緊急連絡人届」とあるのは「緊急連絡人届」と読み替えるものとする。

3 改正前の沖縄県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則第9条第2項の規定は、連帯保証人が住所を変更した場合については、なおその効力を有する。

告 示

沖縄県告示第129号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、令和4年10月1日から施行する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立名護高等学校附属桜中学校

沖縄県告示第130号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次のかいを解除し、令和4年4月1日から施行する。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立看護大学

訓 令

沖縄県訓令第2号

知 事 部 局
 労働委員会事務局
 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程(平成8年沖縄県訓令第8号)の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第11条第1項第12号」を「第10条第11号」に改める。

第10条第10号中「6月から10月まで」を「5月から11月まで」に改め、同条に次の6号を加える。

(13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあつては、10日)の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(14) 6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間

(15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(16) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。)が出産する場合であつてその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(17) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であつてその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(18) 前各号に規定するもののほか、知事が人事委員会と協議して定める場合 知事が人事委員会と協議して定める期間

第11条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であつて、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委

託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ないもの」を「ない会計年度任用職員」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イ中「あるもの」を「ある会計年度任用職員」に改め、同号ウを削り、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

（国際交流員の勤務条件の特例に関する規程の一部改正）

第2条 国際交流員の勤務条件の特例に関する規程（令和2年沖縄県訓令第34号）の一部を次のように改正する。

第6条第9号中「6月から10月まで」を「5月から11月まで」に改め、同条に次の6号を加える。

(15) 次のいずれにも該当する国際交流員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 特定期間において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている国際交流員又は週以外の期間によって勤務日が定められている国際交流員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている国際交流員又は6月以上継続勤務している国際交流員

(16) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の国際交流員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間

(17) 女性の国際交流員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の国際交流員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(18) 次のいずれにも該当する国際交流員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第7号を除き、以下同じ。）が出産する場合であってその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている国際交流員又は週以外の期間によって勤務日が定められている国際交流員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている国際交流員又は6月以上継続勤務している国際交流員

(19) 次のいずれにも該当する国際交流員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により国際交流員が当該国際交流員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であって、当該国際交流員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である国際交流員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する国際交流員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている国際交流員又は週以外の期間によって勤務日が定められている国際交流員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている国際交流員又は6月以上継続勤務している国際交流員

(20) 前各号に規定するもののほか、知事が人事委員会と協議して定める場合 知事が人事委員会と協議して定める期間

第7条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により国際交流員が当該国際交流員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。））であっ

て、当該国際交流員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である国際交流員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号ア中「いるもの」を「いる国際交流員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ないもの」を「ない国際交流員」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号ア中「いるもの」を「いる国際交流員」に改め、同号イ中「あるもの」を「ある国際交流員」に改め、同号ウを削り、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附則第4項中「第7条第1項第6号及び第7号」を「第7条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

沖縄県訓令第3号

知 事 部 局
労働委員会事務局

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

公立大学法人沖縄県立看護大学の設立に伴う関係訓令の整理に関する訓令

（沖縄県立看護大学学校医設置規程の廃止）

第1条 沖縄県立看護大学学校医設置規程（平成11年沖縄県訓令第8号）は、廃止する。

（沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程の廃止）

第2条 沖縄県立看護大学教育改革推進嘱託員設置規程（平成20年沖縄県訓令第46号）は、廃止する。

（沖縄県立看護大学包括的看護補助嘱託員設置規程の廃止）

第3条 沖縄県立看護大学包括的看護補助嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第24号）は、廃止する。

（沖縄県立看護大学島しょ・へき地看護補助嘱託員設置規程の廃止）

第4条 沖縄県立看護大学島しょ・へき地看護補助嘱託員設置規程（平成24年沖縄県訓令第25号）は、廃止する。

（沖縄県職員の被服等貸与規程の一部改正）

第5条 沖縄県職員の被服等貸与規程（昭和48年沖縄県訓令第4号）の一部を次のように改める。

別表看護大学において看護に関する実習指導に従事する教員の項を削る。

（沖縄県標準職務遂行能力を定める規程の一部改正）

第6条 沖縄県標準職務遂行能力を定める規程（平成27年沖縄県訓令第15号）の一部を次のように改正する。

第5条を削る。

第6条の見出し中「規則第1条の表4の項」を「規則第1条の表3の項」に改め、同条中「規則第1条の表4の項」を「規則第1条の表3の項」に、「別表第4」を「別表第3」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出し中「規則第1条の表5の項」を「規則第1条の表4の項」に改め、同条中「規則第1条の表5の項」を「規則第1条の表4の項」に、「別表第5」を「別表第4」に改め、同条を第6条とする。

第8条中「別表第6」を「別表第5」に改め、同条を第7条とする。

別表第3を削る。

別表第4中「第6条」を「第5条」に改め、同表を別表第3とする。

別表第5中「第7条」を「第6条」に改め、同表を別表第4とする。

別表第6中「第8条」を「第7条」に改め、同表を別表第5とする。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第3号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

沖縄県教育委員会

教育長 金城 弘 昌

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程及び外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部を改正する訓令

(沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部改正)

第1条 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「第11条第1項第12号」を「第10条第11号」に改める。

第10条第10号中「6月から10月まで」を「5月から11月まで」に改め、同条に次の6号を加える。

(13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間

(15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(16) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。）が出産する場合であってその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(17) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(18) 前各号に規定するもののほか、教育委員会が人事委員会と協議して定める場合 教育委員会が人事委員会と協議して定める期間

第11条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。)であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ないもの」を「ない会計年度任用職員」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イ中「あるもの」を「ある会計年度任用職員」に改め、同号ウを削り、同号を同項第5号とし、同項第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

(外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程の一部改正)

第2条 外国語指導助手の勤務条件等の特例に関する規程(令和2年沖縄県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第9条第9号中「6月から10月まで」を「5月から11月まで」に改め、同条に次の6号を加える。

(15) 次のいずれにも該当する外国語指導助手が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日(当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手

(16) 6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定の女性の外国語指導助手が申し出た場合 出産日までの申し出た期間

(17) 女性の外国語指導助手が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間(産後6週間を経過した女性の外国語指導助手が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。)

(18) 次のいずれにも該当する外国語指導助手の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第7号を除き、以下同じ。)が出産する場合であってその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手

(19) 次のいずれにも該当する外国語指導助手の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該外国語指導助手が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である外国語指導助手に委託さ

れている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する外国語指導助手が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている外国語指導助手又は週以外の期間によって勤務日が定められている外国語指導助手で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている外国語指導助手又は6月以上継続勤務している外国語指導助手

(20) 前各号に規定するもののほか、沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める場合 沖縄県教育委員会が沖縄県人事委員会と協議して定める期間

第10条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により外国語指導助手が当該外国語指導助手との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該外国語指導助手が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である外国語指導助手に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。）」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号ア中「いるもの」を「いる外国語指導助手」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ないもの」を「ない外国語指導助手」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号ア中「いるもの」を「いる外国語指導助手」に改め、同号イ中「あるもの」を「ある外国語指導助手」に改め、同号ウを削り、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号を第7号とし、第10号を第8号とする。

附則第4項中「第10条第1項第6号及び第7号」を「第10条第1項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

人事委員会事項

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第10号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第6条の5第2項中「すべて」を「全て」に改める。

第8条の2第2項中「6月から10月まで」を「5月から11月まで」に改め、同条に次の1項を加える。

6 条例第16条第14号の人事委員会規則で定める不妊治療は、体外受精及び顕微授精とする。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第11号

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。
第2条中「第2条第4号ア(㊦)」を「第2条第4号ア(㊩)」に改める。
第7条中「第26条第2号イ」を「第26条第2号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第12号

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間及び休暇の基準に関する規則（令和2年沖縄県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第8条第12号」を「第7条第11号」に改める。

第7条第10号中「6月から10月まで」を「5月から11月まで」に改め、同条に次の6号を加える。

(13) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1の年度において5日（当該通院等が体外受精又は顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(14) 6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）以内に出産する予定の女性の会計年度任用職員が申し出た場合 出産日までの申し出た期間

(15) 女性の会計年度任用職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間（産後6週間を経過した女性の会計年度任用職員が勤務を申し出た場合において医師が支障がないと認めた業務に就く期間を除く。）

(16) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次条第1項第2号及び第9号を除き、以下同じ。）が出産する場合であってその出産予定日の10日前の日から当該出産の日後10日を経過する日までの期間にある場合において、配偶者の看護等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における2日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(17) 次のいずれにも該当する会計年度任用職員の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例（平成4年沖縄県条例第6号）第2条の2に規定する者を含む。次条第1項第3号ア及びエを除き、以下同じ。）又は小学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき 当該期間内における5日の範囲内の期間

ア 1週間の勤務日が3日以上とされている会計年度任用職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている会計年度任用職員で1年間の勤務日が121日以上であるもの

イ 6月以上の任期が定められている会計年度任用職員又は6月以上継続勤務している会計年度任用職員

(18) 前各号に規定するもののほか、任命権者が人事委員会と協議して定める場合 任命権者が人事委員会と協議して定める期間

第8条第1項第1号及び第2号を削り、同項第3号中「(民法(明治29年法律第89号)第817条の2第1項の規定により会計年度任用職員が当該会計年度任用職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者(当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。))であって、当該会計年度任用職員が現に監護するもの、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である会計年度任用職員に委託されている児童及び沖縄県職員の育児休業等に関する条例(平成4年沖縄県条例第6号)第2条の2に規定する者を含む。第5号ア及びエを除き、以下同じ。))」を削り、同号を同項第1号とし、同項第4号を同項第2号とし、同項第5号ア中「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。))」を削り、同号を同項第3号とし、同項第6号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イを削り、同号ウ中「ないもの」を「ない会計年度任用職員」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第4号とし、同項第7号ア中「いるもの」を「いる会計年度任用職員」に改め、同号イ中「あるもの」を「ある会計年度任用職員」に改め、同号ウを削り、同号を同項第5号とし、同項中第8号を第6号とし、第9号から第12号までを2号ずつ繰り上げ、同条第2項中「前項第6号及び第7号」を「前項第4号及び第5号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 株式会社 アント出版
〒903-0804 那覇市首里石嶺町4丁目291番地1